

# 朝日町介護保険住宅改修費支給に関する同意書

## (1) 入院中または施設入所中に改修する場合

住宅改修の支給申請には、退院・施設退所して（自宅に戻って）改修後の住宅に実際に生活していることが住宅改修費の支給を受ける条件になります。退院・施設退所後の自宅について、あらかじめ住宅改修が必要であるときに限り、工事前に保険者から工事個所の確認および工事着工通知後に工事を着工することができます。

また、住宅改修後の支給申請は退院・施設退所してからとなります。

ただし、予定の変更等で自宅に戻って生活しないこととなった場合、住宅改修費は支給されません。

## (2) 認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、介護認定を受けている方です。

ただし、認定申請中に早急に住宅改修が必要である場合は、認定結果が出る前に保険者から工事個所の確認および工事着工通知後に工事を行うことができます。住宅改修後の支給申請は認定結果が出てからとなります。

なお、介護認定の結果「自立」となった場合、住宅改修費は支給されません。

上記の事項に同意したうえで住宅改修工事を行います。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

被保険者氏名 \_\_\_\_\_